

暴力団の上納金に対する課税の適正な実施を求める意見書

2017年（平成29年）2月16日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

当連合会は、課税に関する関係機関に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条2号に規定する暴力団の代表者（組長、総長、会長、理事長等と称する暴力団の首領）（以下「代表者（組長等）」又は単に「組長」という。）に支払われる上納金の課税のために、法律に基づき、質問検査権等を行行使し、その実態を把握した上で、その結果に基づき、適正な課税措置を講じることを求める。

第2 意見の理由

1 本意見書の目的

本意見書は、暴力団の性格等を勘案し、暴力団への資金源対策及び課税の衡平の実現の観点から、暴力団の上納金は、暴力団の代表者（組長等）個人に帰属する所得として、所得税課税の対象となることを明らかにした上で、その課税の適正な実施を求めるものである。

2 資金源対策及び課税の衡平の実現のための上納金課税

(1) 暴力団組織の性格と上納金

「暴力団は、その団体の構成員である暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体であり（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律2条2号）、その共通した性格は、その団体の威力を利用して暴力団員に資金獲得活動を行わせて利益の追求をするところにある。」とされる（最高裁平成16年11月12日第二小法廷判決，民集58巻8号2078頁（暴力団抗争において下部組織の構成員がした殺傷行為について上部組織の組長に使用者責任が認められた事例）（以下「最高裁平成16年判決」という。）。

最高裁平成16年判決の原判決（大阪高裁平成15年10月30日判決，民集58巻8号2166頁）（以下「大阪高裁平成15年判決」という。）は、当該事例に係る暴力団の1次組織の上納金の月額は、舎弟、若頭補佐以上が150万円，若中が65万円と認定しており，当時，同組には若頭補佐以上の幹部クラス15名，若中クラス104名が存在したとされているので，当

該組長が受領した額は、月額9000万円程度となり、年間では10億円程度の額が組長に上納されたこととなる。

また、最高裁平成16年判決は、当該上納金の原資について、「上告人は、A組の1次組織の構成員から、また、A組の2次組織以下の組長は、それぞれその所属組員から、毎月上納金を受け取り、上記資金獲得活動による収益が上告人に取り込まれる体制が採られていた」として、下位の個々の暴力団員による暴力的不法行為等からの収益が段階的に上納され、最終的に暴力団組長に吸い上げられているという実態を明らかにしている。これらの上納金を、暴力団のほしいままに蓄財、費消させるときには、暴力団員の暴力的不法行為及び暴力団の威力を背景とした資金獲得活動のための資金として使用される可能性があるほか、国民一般の合法的経済活動への悪影響も懸念される。

(2) 資金源対策としての上納金課税の有効性

暴力団の資金獲得活動の多くが暴力的不法行為等によるものである以上、資金源対策としては、上納金を没収するということが最も端的であるという考えがある。組織犯罪対策という観点からすれば、極めて論理的な考え方である。

しかし、我が国における犯罪収益の移転に対する没収制度は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び麻薬特例法における犯罪収益等に関する隠匿罪（いわゆる「マネーロンダリング罪」）しか存在せず、同罪は、同法に定められた特定の犯罪からの収益を前提とし、しかも、没収の前提としての受領者に対する犯罪（犯罪収益等に関する收受罪）の成立は、受領者が犯罪収益であることを認識していることを要件としている。これに対し上納金の原資は、マネーロンダリング罪の規定する前提犯罪からの収益だけでなく、様々な違法・不当な行為に由来するものが混在しており、上納行為が組織の多段階で行われる以上、組織の各段階での受領者の認識を立証することは困難であり、上納金の交付につきマネーロンダリング罪を立件し没収することは事実上不可能である。

また、「暴力団」は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき定義され規制対象とされているが、同法は、暴力団が団体として存在することを否定しておらず、また、暴力団組長の資金に対し特定の規制手段も定めていないので、現行法の下では、暴力団組長への資金源対策としては、一般の法律を用いるしかなく、そのような法律としては税法以外に存在しないのが実情である。その上、暴力団員は、組織の各段階で資金獲得活動をし

ているが、それら個々の資金獲得活動及びその内容を把握することは著しく困難であり、暴力団の中で金額として把握できている金銭の動きは上納金以外には見当たらないのが現実である。他方で、上述のとおり、上納金は組織の各段階での資金獲得活動の集積としての性質を有していることからすれば、上納金への課税を行うことは実質的には個々の資金活動から得られた収益を剥奪していることを意味することとなる。

さらに、税法上、所得の申告がされていない場合には、50万円を超える部分については納付すべき税額に20パーセントの税率による無申告加算税が課され、仮装隠蔽がある場合には、40パーセントの税率による重加算税が課されることとなる。したがって、上納金に関する暴力団組長の利得の多くの部分は税金として「剥奪」されることとなる。広域暴力団組長が受領する上納金の総額が多額であることを考慮すれば、暴力団の暴力的不法行為等に対する資金源対策としては没収をもって対処すべきであるとしても、それが現行法上困難である以上、当該上納金について適切な課税が行われることは、暴力団の活動に対する資金源対策として極めて有効に働くことは明らかである。

また、暴力団組長に対し厳格な態度で課税を行うことで、暴力団組長に対する遁脱犯の立件という副次的効果が発生する場合も期待し得るのであり、そのような立件ができた場合には、以後においては暴力団組長の自主的な上納金の申告が行われることが期待でき、資金源対策としての更なる有効性が発揮されることとなる。

(3) 上納金に対する課税が行われていないこと

しかしながら、課税実務上、暴力団の上納金そのものを所得課税の対象として課税がなされた例は、公刊物等を見る限り存在しない。

昨今の新聞報道によれば、指定暴力団工藤会の代表者がその傘下組織から納められた上納金のうち、当該代表者の個人所得に当たる約8億円を申告せず、所得税約3億2千万円を脱税したとして、所得税法違反の罪で福岡地方検察庁から起訴されるとともに、福岡国税局から追徴課税を受けたとされる。

事実関係の詳細は不明であるが、新聞報道によれば、当該事件では、暴力団の上納金の全額ではなく、代表者が私的に流用した金額に限定して課税をしているようである。そうであるとすれば、これは、上納金に対する課税というよりも、上納金を原資とした私的流用部分に対する課税というべきものである。

この点について、刑事事件としての遁脱犯の立件としては、個人の所得と

して確実に把握できる私的流用額を対象とすることには一定の合理性があるが、行政処分としての課税においては、上納金全額を課税上の収入とした課税の検討をすべきである。

(4) 課税の衡平の実現の必要性

国民は、その所得に応じ適切に納税をし、また、申告に瑕疵がある場合には、税務調査等に基づく修正申告や更正処分を通じ、適切な納税を行うことが求められている。暴力団組長に対する上納金には、暴力的不法行為等による収益が含まれているが、税法上、詐欺・恐喝・収賄・覚せい剤等の売買に基づく犯罪収益であっても課税は免れ得ない（そのような課税によって、これら犯罪が是認されることにならないのは言うまでもない）。暴力団組長が暴力団であるということを理由に、結果として多額の納税・課税を免れるとすれば、例えば、ある広域暴力団の本部事務所が一等地の住宅街の豪華な建物として存在し、組長を始めとする幹部組員が高級乗用車を乗り回しているという公知の事実とともに、真面目に納税をしている市民の目からは許されざる不公平として映ることは自明である。

暴力団組長がその地位にあることを理由として適切な納税・課税を回避できている実態を放置することは、ある法主体が保有する生の実力や暴力的性格に基づき法の執行を免れさせ、差別的な法執行を認めることを意味するのであり、そのようなことが課税の衡平に反し許されないことは自明である。

(5) 小括

以上に述べたところから明らかなとおり、当該所得税課税を適正に行うことは、暴力団の不法な活動の抑止のみならず、課税の公平負担（日本国憲法30条、14条）の要請にも資するものである。もちろん、課税に当たっては、課税を担当する職員の安全に配慮するための適切な措置を講じる必要があることは言うまでもない。

3 上納金に対する課税

(1) 総論

暴力団の上納金に対する課税については、①上納金収入に係る所得は誰に帰属するか、②任意団体の運営経費との異同、③所得金額、税額をどのように算出するかといった問題点があり得るが、次のとおり、いずれも課税要件事実の充足を妨げないと思料する。

(2) 上納金収入に係る所得は誰に帰属するか

上納金は組長が支配し任意に用途を決定することができる金員である。このことは、最高裁平成16年判決が、「〔1〕A組は、その威力をその暴力団

員に利用させ、又はその威力をその暴力団員が利用することを容認することを実質上の目的とし、下部組織の構成員に対しても、A組の名称、代紋を使用するなど、その威力を利用して資金獲得活動をすることを容認していたこと、〔2〕上告人は、A組の1次組織の構成員から、また、A組の2次組織以下の組長は、それぞれその所属組員から、毎月上納金を受け取り、上記資金獲得活動による収益が上告人に取り込まれる体制が採られていたこと、〔3〕上告人は、ピラミッド型の階層的組織を形成するA組の頂点に立ち、構成員を擬制的血縁関係に基づく服従統制下に置き、上告人の意向が末端組織の構成員に至るまで伝達徹底される体制が採られていた」と認定するとおりである。

暴力団組長が上納された金員を支配し用途を決定する根拠は、理論的には、組長個人の財産であることに基づくか、又は、暴力団という団体（権利能力なき社団）の財産に対する代表者としての権限に基づくかのいずれかしかないが、暴力団は「人格のない社団」（法人税法2条8号、4条1項 権利能力なき社団）にも、組合にも当たらないから（上記大阪高裁平成15年判決参照）、暴力団という団体は、上納金収入に係る所得の帰属者とはなり得ない。

したがって、上納金は、暴力団組長個人に帰属する財産として、組長の収入を構成することとなる。この点について、暴力団組長に対する所得税課税に関する事案である神戸地方裁判所平成6年11月30日判決（大阪高裁平成8年1月30日判決、原審維持）は、T組の担当組員が管理していた預金につき、「同組の維持、管理、運営等のための資金であり、かつ、同組は、組長であるBの意思によりその絶対的権限の下で維持、管理、運営されていて、権利能力なき社団又は民法上の組合には当たらないから、特段の事情のない本件では、これら預金もB個人に帰属するものというほかないものである。」と判示し、T組の担当組員が管理していた組織の維持、管理、運営等のための資金が、組長個人の財産を構成することを認めている。

(3) 任意団体の運営経費との異同

課税実務上、同窓会等の任意団体の運営経費としての会費が所得税課税の対象とされていないのは、通常、当該会費の管理者に任意団体の運営経費としてしか使用できないという用途の義務付けがあり、会費金額も運営経費に若干の余裕を加算した額が定められ、会員に対して会計報告もされ、場合によっては運営経費控除後の余剰部分の返還がなされることもあるといった実態を前提とすると考えられる。すなわち、当該会費は、当該団体の会員からの「預り金」の性質を有し、当該団体の代表者の所得税課税の対象とならな

いと言い得る。

しかしながら、暴力団の代表者（組長等）は、組として收受する上納金の全額を自らの意思又は自らが委託する執行部等の意思によって管理支配し、当該上納金を原資として暴力団という組織統制のための費用だけでなく、首領や幹部の生活費や遊興費を賄っている。上納金の性質は、上記最高裁平成16年判決にあるように、構成員による威力を利用した資金獲得活動に係る収益を代表者（組長等）に取り込むという性質を有するものであり、組織の運営経費を遙かに超える高額な金額が定められているのが一般的である（この意味で、上納金は、組織の運営経費に相当する金額を構成員が負担するという性質のものではない）。そして、各構成員は、いったん納付した上納金の使途に係る意思決定に関与したり、余剰部分について返還を求めたりすることは想定されない。すなわち、暴力団の上納金は、構成員からの預り金とは言えない。

そうすると、暴力団という事業の主権者である代表者（組長等）は、その最終的な意思に基づき、暴力団という事業のために、上納金を使用、収益、処分することができるのであるから、上納金収入は、上納金を原資として代表者（組長等）が私的な蓄財を行った金額だけでなく、その全額が、事業の主宰者であり事業主である代表者（組長等）に帰属するものであり、当該上納金全額の収入金額から必要経費（なお、上納金収入に直接又は間接に対応する必要経費の有無、範囲は検討する必要がある。）を控除した残額（所得）は、代表者（組長等）個人の事業所得又は雑所得を構成するものと解される。

(4) 所得金額、税額をどのように算出するか

課税当局が暴力団の代表者（組長等）の上納金に係る収入金額と必要経費、ひいては所得を把握することが実務上困難であるとの指摘もあり得る。

しかしながら、租税法においては、一般に、推計課税が認められている（所得税法156条等）。すなわち、仮に暴力団の代表者（組長等）側が調査に協力しない等の推計の必要性が認められる場合には、配下の構成員数や平均的な上納金額から上納金収入額の全体を合理的に推計し、また、必要経費を合理的に推計した上で所得を算出し課税することが可能である。推計課税は、実額ではなく、実額近似値をもって課税するものであり、上納金の額を認定した過去の裁判例や調査によって入手できた資料等から、上納金収入の全額について合理性のある推計をすれば、上納金に対する課税は可能と解される。

この点、裁判例は、推計課税制度の存在理由について、所得等の実額を把握する直接資料が入手できないからといって課税を放棄することは租税の公

平負担の観点から許されない旨を述べている。そして、課税庁は一般の市民に対し、その所得等の実額が把握できない場合には、所得等を合理的に推計して課税をしているのである。暴力団の代表者（組長等）側の調査非協力等によって、上納金収入の金額等が十分に解明できないという場面は、まさに、推計の必要性が認められる典型例であり、一般に行われている課税を行わないということであれば、明らかに課税の公平負担に反するものといえる。

いずれにせよ、暴力団の構成員による威力を利用した資金獲得活動に係る収益が、上納金という形をとって代表者（組長等）に取り込まれているという事実は疑いようがないのであって、その活動実態からすれば担税力も十分有していると考えられるため、これに対して適正な課税を行わないでよいはずはない。

4 現行法上の制度の積極的運用の必要性

企業も含め一般国民は税務当局への税務申告をし、また税務調査に真摯に応じて納税しているのに、推定で年間に数十億円にも上るといわれる暴力団の上納金に対して、ほとんど手つかずの状況は全く国民の納得できるところではない。

上記のように刑事事件の捜査過程等において、様々な上納金に関する事実が判明し、また暴力団幹部の刑事事件では何億円にも上る保釈金が即日入金されることもある中で、暴力団の代表者（組長等）の所得に関する適正な課税がされていないという事態は納税者の公平感を損ねるところである。加えて、その結果、暴力団に不正な資金が蓄積されるままとっており、暴力団は当該資金を利用して更なる不正行為に及んでいるのであるから、適正な課税を行わないことが、国民一般の社会生活上の安全を脅かしていることもまた明らかであると言わざるを得ない。

よって法律に基づき、暴力団の代表者（組長等）に対して積極的な質問検査権等の行使を行い、申告及び記帳等がなく所得の実額が把握できない場合には推計課税の手法も検討して、適切に課税を行うべきである。

5 結論

以上のとおり、当連合会は、課税に関する関係機関に対し、意見の趣旨に記載した措置を講じるよう求めるものである。

以上